

税金

市税について

 税務課 税政グループ **TEL 23-5842** 市民税グループ **TEL 23-5830**
 資産税グループ **TEL 23-5834** **TEL 23-5832** 収納グループ **TEL 23-5836**

種類

市民税 (個人市民税)	1月1日現在、市内在住で、前年中に所得(営業・農業・給与・年金・不動産・譲渡・配当など)のあった人に課税されます。課税額は、前年の所得に応じて課せられる所得割と原則所得の大小を問わず課せられる均等割の合算額です。 【市民税の申告】1月1日現在の居住地の市町村に、前年中(1月～12月)の所得金額や、その他の必要事項を記入した申告書を、2月16日から3月15日(土日祝日に重なる場合は、翌平日)までの期間内に提出してください。ただし、給与所得者で給与以外に所得のない方、所得税の確定申告をされる方などは申告の必要はありません。
法人市民税	市内に事務所や事業所などを有する法人に課税されます。
固定資産税	1月1日現在、市内に所在する土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。税額は固定資産税の課税標準額に1.4%の税率をかけて算出されます。なお、軽減がある場合があります。
都市計画税	1月1日現在、市内の都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課税されます。税額は都市計画税の課税標準額に0.3%の税率をかけて算出されます。
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車および二輪の小型自動車等を所有している人に課税されます。年度の途中で取得・廃車しても月割りによる課税または還付はありません。 【原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバー交付と返却】125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車のナンバー交付と返却を市で行っています。市へ転入された方または転出される方で、125cc以下の原動機付自転車または小型特殊自動車を持っている方は、ナンバーの交付や返却の手続きが必要です。
軽自動車税 (環境性能割)	令和元年10月1日から自動車取得税(県税)が廃止され、新たに環境性能割が導入されました。環境性能割は、新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える車両に対して課税されます。軽自動車税の環境性能割は市税となりますが、当面の間は県が徴収を行います。
市たばこ税	製造たばこの製造者または卸売販売業者などが市内の小売業者に売り渡すたばこについて課税されます。市内でたばこを購入すると、その税の一部が市の公共事業に充てられますので、たばこは、ぜひ多治見市内の小売店でお買い求めください。
鉱産税	鉱物の採掘に対し、鉱物の価格を課税標準額として鉱業者に課税します。対象となるのは、耐火粘土(耐火度摂氏1,690度以上)や、けい石です。
入湯税	鉱泉浴場の入浴客(12歳以上)1人1日につき50円(宿泊の場合は150円)が課税され、浴場経営者が申告・納付する税金です。

〈以下は広告スペースです〉

貴方のベストパートナーでありたい

伊藤雅美税理士事務所

個人向けサービス

相続・贈与をはじめ
確定申告、保険の見直し
個人資産活用方法など

法人向けサービス

* 会社設立・経営相談
* 帳簿・決算書作成
* その他会社に関する
ご相談

土曜日無料相談行います。

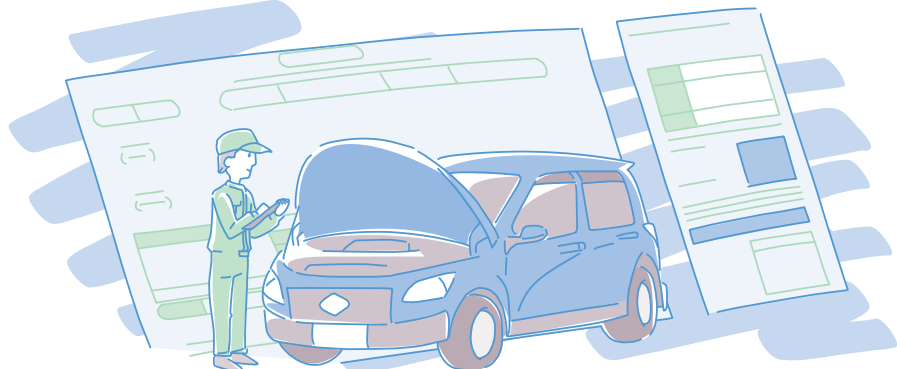
予約の上、お気軽にお越しください。

0572-23-3806

〒507-8603
多治見市新町1丁目23番地
多治見市産業文化センター2階

伊藤雅美税理士事務所 検索





納期

月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税目														
市民税	個人	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
		給与特別徴収		徴収した月の翌月10日まで(翌年5月まで)										
		年金特別徴収	徴収した月の翌月10日まで											
	法人	確定	事業年度終了の翌日から原則として2カ月以内											
		予定(中間)	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内											
固定資産税 都市計画税			1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)				全期										
市たばこ税			翌月の末日まで											
鉱産税			翌月の末日まで											
入湯税			翌月の15日まで											

市税納付(入)場所・納付(入)方法

- 市内に本店支店のある金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、市役所(本庁舎、駅北庁舎)、地区事務所
- 口座振替
- スマートフォン決済アプリ
- 全国のeL-QR対応金融機関(詳しくは税務課ホームページでご確認ください)
- クレジットカード(地方税お支払いサイト)

市税の納付・納入には便利な口座振替をご利用ください

- 口座振替できる市税** 市・県民税(普通徴収、特別徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税
- 取扱金融機関** 東濃信用金庫、十六銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、あいち銀行、名古屋銀行、陶都信用農業協同組合、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行
- 振替日** 各納期限の日
- 申込方法** 市役所(本庁舎、駅北庁舎)、地区事務所、市内の金融機関や郵便局でお申し込みできます。(通帳や印鑑をご持参ください)

※手続きに1カ月程度かかる場合もあります。お早めにお申し込みください
※領収書は発行していません

滞納と延滞金

市税は、納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに納められない場合は、督促状が送られ、本来納めるべき税額のほかに延滞金などをあわせて納めていただく必要があります。

延滞金は、納期限の翌日から1カ月を経過するまでは、最高年7.3%(特例基準割合に年1.0%加算)、1カ月経過以降は、最高年14.6%(特例基準割合に年7.3%加算)の割合で計算されます。

また、市税を滞納すると、財産を差し押さえるなどの滞納処分を受けることがあります。やむをえない理由により納付できない場合は、早期に市役所税務課へご相談ください。

証明・閲覧

市税の納税証明書や所得証明書、資産証明書などの証明は、地区事務所でも交付します。

区分	主な使用目的	申請に必要なもの	手数料
軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)	軽自動車、二輪の小型自動車の車検	☒ 車検証または委任状(本人申請の場合は不要) ※申請者の本人確認ができるもの(免許証など)が必要です	無料
軽自動車税(種別割)納税証明書(所有権解除用)	軽自動車、二輪の小型自動車などの所有権解除	本人が申請… ☒ 本人確認ができるもの(免許証など) 代理人が申請… ☒ 委任状 ※申請者の本人確認ができるもの(免許証など)が必要です 法人の場合、代表者印または社印の押印もしくは委任状が必要です	1件300円
非課税証明書	扶養手当などの申請		1年度1税目300円
納税証明書	入管、奨学金、保証人、資金の借り入れなど		
所得・課税証明書			
所得証明書			
固定資産評価証明書			
公課証明書	税務申告		1筆1棟目300円 2筆2棟目以降80円
固定資産評価額通知書	登記	無料	
奥書証明書	裁判所などに提出	1件300円	
営業証明書	法人の自動車登録申請など	☒ 本人確認ができるもの(免許証など)	1件300円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	税務課税政グループへお問い合わせください	1件1,300円

閲覧・コピー	区分	主な使用目的	必要なもの	手数料
	名寄帳	土地・家屋の記載事項の確認	本人が申請… ☒ 本人確認ができるもの(免許証など) 代理人が申請… ☒ 委任状 ※申請者の本人確認ができるもの(免許証など)が必要です	1枚300円(コピー) 1年度分1回300円(閲覧) ※土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中(4月1日～第1期の納期限の日まで)に納税義務者またはその代理人が閲覧(写しを含む)する場合に限り無料(証明が必要な場合は有料)
	公図	土地の形状などの確認	—	1枚300円(コピー) 1冊300円(閲覧)
	土地台帳・家屋台帳	所有者などの確認	—	1冊300円(閲覧のみ)
	路線価公開図・同台帳 標準宅地公開図・同台帳	路線価などの確認	—	1件300円(コピー) ※閲覧は無料

※閲覧・コピーは税務課窓口で申請してください



国保・年金・介護保険

国民健康保険

問 保険年金課 TEL 23-5746

わが国は「国民皆保険制度」をとっており、すべての人がいずれかの医療保険に加入しなければなりません。国民健康保険はその医療保険のひとつです。(国民健康保険は、勤務先などの健康保険や後期高齢者医療制度などの加入者以外が加入します)

保険料

国民健康保険料は、世帯ごとに計算します。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に1人でも国民健康保険被保険者がいれば納付通知書は世帯主に送られます。
世帯主を含む被保険者全員が65歳以上の世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、国民健康保険料は世帯主の年金から天引きされることがあります。

資格と手続き(14日以内に手続きが必要です)

- ・手続きには、届出者の身分を証明するもの(マイナンバーカードや免許証など)、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード(世帯主および対象者のもの)が必要です。

区分	届出が必要なとき
加入	転入したとき
	会社などの健康保険をやめたとき
	健康保険などの扶養家族からはずれたとき
	子が生まれたとき
脱退	生活保護を受けなくなったとき
	市外へ転出するとき
	会社などの健康保険に加入したとき
	被保険者が死亡したとき
その他	生活保護を受けることになったとき
	市内で住所が変わったとき
	世帯を分けた(一緒にした)とき
	世帯主や氏名が変わったとき
	被保険者が出産したとき

※口座振替を希望される方は通帳、銀行印を持参してください
※別世帯の方が手続きをする場合、委任状が必要です

特定健診

40歳から75歳未満の方は、年に1回健康診断の受診ができます。

後期高齢者医療制度

問 保険年金課 TEL 23-5746

加入者

75歳以上の方および65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた方

保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者1人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決定します。所得の少ない世帯の方や被用者保険の被扶養者であった方は軽減される場合があります。

保険料の納め方

- ①年額18万円以上の年金を受給している場合、保険料は年金から天引きされます。【特別徴収】
介護保険料と合わせた保険料が年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収となりません。
- ②特別徴収以外の方は、口座振替や納付書により納めていただきます。【普通徴収】

資格と手続き(14日以内に手続きが必要です)

- ・手続きには、届出者の身分を証明するもの(免許証など)、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードが必要です。

区分	届出が必要なとき
加入	県外から転入したとき
	県内他市から転入したとき
	一定の障がいのある65歳以上の人で、認定を受けようとするとき
	生活保護を受けなくなったとき
脱退	転出するとき
	被保険者が死亡したとき
その他	生活保護を受けることになったとき
	市内で住所が変わったとき
	氏名が変わったとき

※口座振替を希望される方は通帳、銀行印を持参してください
※別世帯の方が手続きをする場合、委任状が必要です
※75歳の誕生日から自動加入となります

健康診断

すこやか健診(健康診断)、さわやか口腔健診の受診ができます。



保険の給付と手続き (国民健康保険・後期高齢者医療制度)

問 保険年金課 TEL 23-5762

給付が受けられる場合	給付の内容	給付に必要なもの
コルセット、ギプスなどの補装具代		☒ 医師の証明書(意見書) ☒ 領収書 ☒ 保険証または資格確認書 ☒ 口座番号 ☒ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード(世帯主および対象者のもの) ☒ 手続きされる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや免許証など)
移送費(医師の指示により、緊急的に移送された場合)	書類を添えて、申請書を窓口へ提出。審査後、保険診療分のうち、保険者負担分を払い戻します。申請から支給までは2〜3カ月かかります。(時効の基準となる日から2年経過すると、請求できなくなります)	☒ 医師の同意書 ☒ 領収書 ☒ 保険証または資格確認書 ☒ 口座番号 ☒ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード(世帯主および対象者のもの) ☒ 手続きされる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや免許証など)
旅行中の急病など、やむを得ない理由で保険証を提示できなかったとき		☒ 診療報酬明細書 ☒ 領収書 ☒ 保険証または資格確認書 ☒ 口座番号 ☒ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード(世帯主および対象者のもの) ☒ 手続きされる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや免許証など)
高額療養費	1カ月の一部負担金が自己負担限度額(右頁表参照)を超えたとき、超えた額が払い戻されます。診療を受けた月から2年経過すると、時効により請求できなくなります。	☒ 領収書 ☒ 保険証または資格確認書 ☒ 口座番号 ☒ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード(世帯主および対象者のもの) ☒ 手続きされる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや免許証など)
出産育児一時金(国民健康保険のみ)	産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合 500,000円(時効2年) ・次に該当する場合は、申請が必要 ①直接支払制度(受取代理制度)を利用するが、出産費用が50万円以下で差額が支給される方 ②直接支払制度を利用せず、出産費用を全額支払った方	☒ 分べん者の保険証または資格確認書 ☒ 母子健康手帳 ☒ 口座番号(世帯主または分べん者名義のもの) ☒ 直接支払制度利用有無の確認ができる書類 ☒ 領収書
葬祭費	50,000円(時効2年)	☒ 保険証または資格確認書 ☒ 口座番号(喪主名義のもの) ☒ 会葬礼状 ☒ 領収書など喪主であることが確認できる書類

【次のような場合は保険診療の対象になりません】

- ①正常な妊娠や出産
- ②健康診断や集団検診、予防接種など
- ③美容のための整形手術や歯列矯正など
- ④経済的な理由による妊娠中絶
- ⑤個室料金などの自費負担分
- ⑥けんかや飲酒、犯罪行為などに伴う病気やケガ
- ⑦仕事上の病気やケガで、労働基準法や労災保険法の適用を受ける場合

高額療養費の自己負担限度額(月額)

▶ ①70歳未満の方

自己負担限度額(月額)			
所得区分		3回目まで	4回目以降※
ア	所得 901万円超	252,600円+(総医療費−842,000円)×1%	140,100円
イ	所得 600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費−558,000円)×1%	93,000円
ウ	所得 210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費−267,000円)×1%	44,400円
エ	所得 210万円以下(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12カ月以内に1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

- ・「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示しないと表の金額になりません
保険年金課でお手続きください。(マイナ保険証を利用すれば、お手続きは不要です)
- ・所得区分オの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示することで入院時の食事代が減額になることがあります
- ・同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます
- ・令和7年8月制度改正により、自己負担限度額が変更となる可能性があります

▶ ②70歳以上の方

所得区分	所得要件	窓口負担	自己負担限度額	
			外来のみ(個人単位)	外来と入院(世帯単位)
現役並所得Ⅲ	課税所得690万円以上	3割	252,600円+(総医療費−842,000円)×1% 【140,100円】(※1)	
現役並所得Ⅱ	課税所得380万円以上		167,400円+(総医療費−558,000円)×1% 【93,000円】(※1)	
現役並所得Ⅰ	課税所得145万円以上		80,100円+(総医療費−267,000円)×1% 【44,400円】(※1)	
一般所得者	課税所得145万円未満	1・2割	18,000円(※2) (年間上限額144,000円)	57,600円 【44,400円】(※1)
低所得者Ⅱ	住民税非課税		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下)		8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に4回以上の支給があった場合、4回目以降の限度額

- ・低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示しないと表の金額になりません
- ・保険年金課でお手続きください。(マイナ保険証を利用すれば、お手続きは不要です)
- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示することで入院時の食事代が減額になることがあります
- ・現役並所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用認定証」を病院に提示しないと表の金額になりません。保険年金課でお手続きください
(マイナ保険証を利用すれば、お手続きは不要です)
- ・令和7年8月制度改正により自己負担限度額が変更となる可能性があります

※2 後期高齢者医療制度で2割負担の方は、配慮措置がある場合があります

特殊詐欺

気づいて防ごう！

あれ？と思ったら、詐欺かも…と疑いましょう。



その他の特殊詐欺は、こちらからも確認できます。

警視庁HP

① オレオレ詐欺

「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ。」



② 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつける

③ 預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
 「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

④ 架空料金請求詐欺

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。」などのメールやハガキ



特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

- ☒ 日頃から家族でよく話し合う
詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。
- ☒ 電話でお金の話をしないと約束しておく
- ☒ 家族で事前に「合言葉」を決めておく
- ☒ 常に「留守番電話」に設定してもらう

出典元：警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.html>

国民年金

問 保険年金課 TEL 23-5736

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。
(厚生年金に加入している方(国民年金第2号被保険者)は加入手続は不要です)

国民年金の加入種別

第1号被保険者	20～60歳未満	日本国内に住所のある自営業者・自由業者(アルバイト)・学生など、第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方
第2号被保険者	就職時～	厚生年金加入者や共済組合員
第3号被保険者	20～60歳未満	第2号被保険者に扶養されている配偶者

希望で加入できる人

任意加入	20～65歳未満	海外に居住している日本人
	60～65歳未満	日本国内に住所のある方で、受給資格が満たない方、または満額の年金額に満たない方
	65～70歳未満	60～65歳まで任意加入しても受給資格期間に満たない方

保険料

国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は年度ごとに変動します。(令和7年度は月額17,510円)

▶ 付加年金

第1号被保険者が、定額保険料のほかに月額400円の付加保険料を納めると、老齢年金に次の額が加算されます。(国民年金基金に加入中の方は利用できません)
付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

手続き

次のような場合は、本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)と、基礎年金番号(年金手帳・基礎年金番号通知書・日本年金機構からの手紙など)、またはマイナンバーが分かるものが必要です。

なお、手続きによっては、他に必要な書類がありますので、事前に保険年金課に確認してください。

- ・厚生年金や共済組合などに加入していた会社を退職したとき
 - ・任意加入するとき
 - ・付加年金に加入するとき
 - ・保険料の免除・納付猶予の申請をするとき
 - ・産前産後期間の免除申請をするとき
 - ・生活保護を開始もしくは廃止したとき
- (第3号被保険者の方)
- ・配偶者が会社を退職したとき
 - ・配偶者の扶養でなくなったとき
 - ・配偶者が65歳になったとき

介護保険

問 高齢福祉課 TEL 23-5826

制度の概要

高齢化の進展、要介護期間の長期化などにより、介護ニーズが増加しています。また、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、高齢者を支える状況も変わってきました。このような中、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度ができました。また、「介護が必要になったとき」だけでなく「できるかぎり介護状態にならないように」という「介護予防」にも重点が置かれています。

区分	第1号被保険者
加入する方	65歳以上の方
サービスが利用できる方	①寝たきりや認知症などで常に介護が必要な方(要介護) ②常時の介護までは必要ないが、家事や身支度などに支援が必要な方(要支援)

区分	第2号被保険者
加入する方	医療保険に加入している40～64歳の方
サービスが利用できる方	老化が原因とされる16疾病(※)により要介護や要支援の状態となった方

※がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(以下は広告スペースです)

年金振込はJAとうとへ

まもなく年金をお受け取りの方へ!

(年金請求書)が届きましたら最寄りの支店窓口または渉外担当者にご連絡下さい。

お受取りに必要な手続きをお手伝いさせていただきます!!

すでに年金を他の金融機関でお受け取りの方へ!

すでに他の金融機関で年金を受け取られている方は、**簡単な手続き**で当JAへの受け取り口座変更ができます。

詳しくは最寄りの支店窓口・渉外担当者にお問合せください。

当JAでは年金の振込指定をいただく皆さまに特典をご用意しております。

- 敬老の日お祝いの品進呈
- ゴルフコンペへの参加
- 協賛店での優待サービス
- 健康・介護ホットラインなど
- 団体普通傷害共済への加入

無料 年金相談会開催!!

毎月、社会保険労務士による年金相談会を開催しております。

開催日時・会場につきましてはお近くの支店窓口にお問い合わせ下さい。

～育てよう未来の夢を地元とともに～
JAとうと

<https://www.jatouto.or.jp/>

TEL.0572-21-2000



(以下は広告スペースです)

もし認知症になったら?

知り合いが認知症かも?

不安・お悩みご相談ください

お電話でも

資格取得の支援もバッチリ!

認知症専門のグループホームで働いてみませんか?

一緒に働くスタッフも募集中!

愛の家

グループホーム 多治見

多治見市旭ヶ丘 7-9-12

認知症・介護のことなら

090-9681-4780

運営:メディカル・ケア・サービス東海株式会社

公式サイトからも24時間お問い合わせいただけます!

介護保険サービス利用料の負担

介護サービスの利用者負担は、前年の所得に応じて1割、2割または3割となります。その他、施設入所した時などの食材料費や理美容代など日常生活に必要な経費は、実費となります。利用者負担に対しては、さまざまな軽減があります。

サービス費の区分支給限度基準額

要介護認定の区分ごとに、保険適用となる居宅サービスの支給限度基準額があります。限度額以上のサービスを利用する場合は、超えた分は全額自己負担となります。

(令和7年4月現在)

要介護度	区分支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

介護保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替による普通徴収の2種類があります。

- **特別徴収**: 年金が年額18万円以上(月額1万5千円以上)の方は、原則として年金の定期払い(年6回)時に差し引かれます。なお、年金の種類が老齢福祉年金、恩給である場合は天引きされないため、普通徴収の方法で納めていただきます。
- **普通徴収**: 年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方、転入してきた方は、市から送付する納付書で納めていただきます。口座振替もできます。

▶ 40歳から64歳の方(第2号被保険者)の場合

加入している医療保険(健康保険または国民健康保険)の算出方法に基づいて計算された保険料を納めていただきます。

※納めた保険料は、各医療保険から社会保険診療報酬支払基金を通じて各市町村へ振り分けられます

①職場の健康保険に加入している方

健康保険料と一括して、給料から差し引かれる形で納めていただきます。

- 保険料は給料に応じて決まります。保険料は原則として事業主が半額負担します。
- 扶養されている第2号被保険者の保険料は、扶養者の加入している医療保険が全体で負担することになり、直接の保険料の負担はありません。

②国民健康保険に加入している方

市町村の国民健康保険料と一括して世帯主に納めていただきます。

- 保険料は国民健康保険料と合わせて算定されます。

介護保険サービスを利用するには

住民票のある市に要介護・要支援認定申請をすると、「主治医意見書」と「認定調査」をもとに介護保険認定審査会で介護度の判定を行います。結果は原則として申請から30日以内に要支援1～要介護5までの身体状態であるか審査し通知します。介護度により個々に必要な在宅・施設サービスなどを受けることができます。

今はサービスを利用する必要がないと判断された場合、非該当と判定されることもあります

介護保険サービスを受ける時は、 介護サービス計画(ケアプラン)が必要です

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の意見を踏まえた介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、サービスの利用が開始となります(作成費は無料)。

▶ 介護保険で受けられるサービス

①在宅サービス

	サービス	内容
自宅を訪問	訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問
	訪問入浴介護	入浴車で自宅を訪問
	訪問看護	看護師や保健師などが自宅を訪問
	訪問リハビリテーション	自宅を訪問してのリハビリテーション
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自宅に定期訪問し、介護看護を提供(24時間対応)
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導・助言

	サービス	内容
日帰り	通所介護(デイサービス・日帰り介護)	デイサービスセンターなどへ通所しての食事、入浴、機能訓練など
	通所リハビリテーション(デイケア)	老人保健施設などへ通所してのリハビリテーション

	サービス	内容
短期入所	短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所
	短期入所療養介護(ショートステイ)	老人保健施設などに短期間入所

	サービス	内容
住宅改修福祉用具	福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具の貸与
	福祉用具購入費	排せつや入浴に使われる用具の購入費の70～90%(利用者負担割合に応じて)を支給
	住宅改修費	自宅の手すりの取り付けや段差の解消などの改修費用の70～90%(利用者負担割合に応じて)を支給 ※事前の申請が必要

	サービス	内容
	認知症対応型共同生活介護	認知症がある高齢者のグループホーム
	特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、在宅介護対応型軽費老人ホーム(ケアハウス)での介護
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供

②施設サービス

	サービス	内容
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が入所
	介護老人保健施設	病状が安定している方で、家庭に戻れるようにリハビリや看護を中心とする療養を受ける方が入所
	介護医療院	医学的管理のもとで長期療養が必要な方が入院

※「要支援」認定の方は、施設サービスは利用できません

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

制度的なバリア

社会のルール、制度によって障害のある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがあります。就職や試験などにおいて、障害があることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

【具体例】

▶ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。

▶ 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元：国土交通省「障害ってどこにあるの？ ところと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

▶ 高額介護サービス費

自己負担の一定金額を超えた分が払い戻されます。 ※払い戻しには、申請が必要です
【自己負担の限度額(月額)(世帯合算)】

利用者負担段階区分		上限額
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円(世帯)
一般(住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合)		44,400円(世帯)
住民税非課税世帯など		24,600円(世帯)
・課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円*以下の人 ・老齢福祉年金の受給者		24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者		15,000円(世帯) 15,000円(個人)

※令和7年8月から80万9千円に変更されます

▶ 施設における食費と居住費の負担限度額

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)を利用(ショートステイを含む)する方の食費、部屋代は、自己負担が原則ですが、住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者を含む)で資産が一定額に満たない方は、申請に基づき自己負担の軽減を行います。

【居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)】

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者の方など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円(380円)	0円	880円	550円	300円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円*以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円(480円)	430円	880円	550円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円*超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額

※令和7年8月から80万9千円に変更されます

(以下は広告スペースです)

有限会社笠仙様 **さくら杜**

「地域の皆様に恩返し」の気持ち
ご利用者の「自分らしい生活」の実現

小規模多機能ホーム
グループホーム

その人らしく、
ありのまま。

多くの皆さんが年を重ねて介護が必要になっても、できる限り
住み慣れた自宅や地域の中で家族や親しい人々と
共に生活を送り続けることができるよう支援してまいります。

0572-26-9899
〒507-0806 多治見市上町4-46-7

住みやすく 安心な
居住空間を
ご提供します

入居者様
募集中

介護付有料老人ホーム
慶城
多治見市旭ヶ丘1-86-7
TEL.0572-27-7486

住宅型有料老人ホーム
慶の家
多治見市旭ヶ丘1-86-7
TEL.0572-26-9421

サービス付き高齢者向け住宅
慶山
多治見市旭ヶ丘1-86-8
TEL.0572-56-6770

サービス付き高齢者向け住宅
慶和荘
多治見市旭ヶ丘1丁目86番地1
TEL.0572-27-5015

デイサービス
あさひ
多治見市旭ヶ丘8-29-45
アジアプラザ内
TEL.0572-29-1217

株式会社
アジア
詳細はコチラをご覧ください!
https://dreamfield.info/

社会福祉法人 美濃陶生苑

特別養護老人ホーム
たじみ陶生苑
TEL 0572-25-6997
〒509-0001 多治見市小名田町小満5-411

特別養護老人ホーム
かはら陶生苑
TEL 0572-45-2181
〒509-0901 多治見市笠原町2854-1

▶ 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的としており、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

①介護予防・生活支援サービス事業

対象者は「要支援1・2の人」と「地域包括支援センターで受ける基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人」です。

- ・訪問型サービス…ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、掃除や洗濯など生活支援のサービスを提供します。
- ・通所型サービス…デイサービスセンターなどの施設において、入浴や食事など日常生活に必要なサービスを提供します。

②一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が受けられるサービスです。転倒予防や体力向上のための教室を市内各所で開催しています。

開催の詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

▶ 社会福祉法人などによる利用者負担の軽減

介護保険サービスを行う社会福祉法人などでは、特に生計が困難な方に対して、利用者負担が軽減されます。

▶ 多治見市介護保険調整委員会

介護保険制度について、サービスなどに苦情がある場合、この委員会に申し立てることによって、申し立て者に代わって、調査します。また、訪問相談員による事業所への訪問相談活動を行っています。

<相談>

期日	月～金曜日(祝日を除く)
時間	午前9時～午後4時
場所	市役所駅北庁舎2階 ※要予約
TEL	23-5826



お家の外まわりお任せください
外構の知恵と工夫でストレスフリー バリアフリーエクステリア

スロープで
ラクラク♪

横山造園
一級造園技能士 横山健太
〒507-0004 多治見市小名田町2丁目156番地
代表直通 090-9029-8221
外構工事 造園工事 石工事

在宅復帰・在宅療養支援を
多職種協働で全力サポートします。

医療法人 仁寿会
介護老人保健施設
アルマ・マーク
〒507-0007 岐阜県多治見市小名田町西ヶ洞71-1
☎0572-24-6787

医療法人仁寿会は、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体として岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業として認定されました。

高齢の方

～高齢者のために～

高齢者見守りサービス

問 高齢福祉課 TEL 23-5821

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が住み慣れた地域で住み続けるために、見守りできるサービスを実施します。

▶ 配食型見守りサービス事業

安否確認を必要とする方へ配食の際、見守りを行います。

対象 安否確認が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方、身体障害者手帳の交付を受けている方など

費用負担 提供事業者と利用者の契約による

▶ 緊急通報システム事業

緊急時に対応するため消防本部(119番)へつながる機器を貸し出します。

対象 安否確認が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方または身体障がい者(1～3級)の方

費用負担 電池交換代4,500円(3年に1度)



緊急通報装置
[SL-10号 BOX]

省電力型
ワイヤレス
リモートスイッチ5
(送信機)

(以下は広告スペースです)

緑豊かな環境の中、ゆったりとした時間と手厚い介護サービスでお迎えします。

さいわい
デイサービスセンター

[月～土] 8:30～17:30(祝日営業)
(延長時間も対応いたします)

多治見市幸町7丁目28-1
TEL 0572-20-0254
FAX 0572-20-0264
https://saiwai-tajimi.com/

詳細はこちら↓
ホームページをご覧ください。

まじめに勝る仕事なし!!

こんな症状が出たら、塗り替えのサイン!

- 色あせている
- ひび割れている
- 金属部分が錆びている
- コーキング材が劣化している
- 壁が粉をふいている
- 塗膜が剥がれている

お気軽にご相談ください!!

外壁・屋根塗装なら 見積無料

株式会社 **勝塗装**
masaru paint

TEL 0572-74-1396

〒507-0064 多治見市北丘町7丁目6番地6
岐阜県知事許可(般-2)第600777号
https://masarutosou.com

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

多目的トイレ

高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

▶ 救急医療情報キット事業

ひとり暮らしの高齢者が、救急車が必要になった際に連絡先などを把握できるキットを配布します。
※キットは冷蔵庫内で保管し、救急搬送時に救急隊が持ち出します



対象 災害時要援護者登録台帳に登録されている方または、65歳以上のひとり暮らし高齢者など

費用負担 無料

▶ 認知症高齢者等みまもりシール交付事業

行方不明となった方を早期に発見するために、衣服などに貼るQRコード付のみまもりシールを交付します。
※QRコードを読み取るとインターネット上の伝言板を介して保護者と連絡がとれます

対象 認知症高齢者などで行方不明となるおそれのある方

費用負担 500円



その他の生活支援サービス

▶ 介護用品購入助成事業

費用の一部を購入券により助成します。

対象

- 次の要件を全て満たす方
- 要介護認定4または5の寝たきりまたは重度認知症の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方
- 在宅で生活し、常時紙おむつを必要としている方

助成内容

紙おむつなどの介護用品購入費の一部

対象品目

紙オムツ、尿取りパッド、寝巻き、防水シート、オムツ交換の時に使用する使い捨て清拭用品、使い捨て手袋

※事前に申請が必要です

▶ 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から高齢者や家族を支えます。

施設名	所在地・電話番号
太平地域包括支援センター (総合福祉センター内)	太平町2-39-1 TEL 25-1135
滝呂地域包括支援センター (サンホーム滝呂内)	滝呂町10-87-4 TEL 24-5562
南姫地域包括支援センター (ふれあいセンター姫内)	大針町80-2 TEL 20-2021
笠原地域包括支援センター (かさばら福祉センター内)	笠原町2900-6 TEL 45-0007
精華地域包括支援センター (ニコニコ支援センター精華内)	十九田町1-10 TEL 25-2511
北栄地域包括支援センター (養護老人ホーム多容荘内)	旭ヶ丘7-15-1 TEL 27-2211

施設福祉

問 高齢福祉課 TEL 23-5821

▶ 養護老人ホーム

生活環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な方に入所していただく施設です。

対象 おおむね65歳以上(生計中心者の所得が基準以下)

費用負担 本人の収入、扶養義務者の所得に応じた額

生きがい・就業支援

▶ 老人福祉センター

おおむね60歳以上の方に、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場として利用していただく施設です。介護予防の指導も行っています。

施設名	所在地・電話番号
老人福祉センター (総合福祉センター内)	太平町2-39-1 TEL 25-1133
滝呂老人福祉センター (サンホーム滝呂内)	滝呂町10-87-4 TEL 24-5560
南姫老人福祉センター (ふれあいセンター姫内)	大針町80-2 TEL 20-2020

※利用は無料です

(別途参加費や材料費などの実費負担あり)

▶ 多治見市悠光クラブ連合会(老人クラブ)

老人クラブでは、社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進の3つの事業を行っています。また、市や社会福祉協議会と連携して、老人福祉大会、作品展、芸能祭、軽スポーツ大会なども行っています。入会を希望される方は下記までお問い合わせください。

問い合わせ 多治見市悠光クラブ連合会
(総合福祉センター内) TEL 26-9996

業務時間 月火木金 午前9時～正午

▶ 多治見市シルバー人材センター

高齢者の労働能力の活用や就業機会の提供、無料職業紹介などを実施しています。

利用時間 午前9時～午後5時
(土、日、祝日、年末年始を除く)

問い合わせ 公益社団法人 多治見市シルバー人材センター
TEL 23-6677

(以下は広告スペースです)

家の悩みありませんか?

草刈り・剪定・伐採
大きな家具などの移動
部屋のお掃除など

創業18年
見積無料

どんな事でも解決します!!

便利屋
ビースタイル

0120-87-2147

多治見店 多治見市平和町7-26



障がいのある方・その他の福祉

～障がいがある人のために～

手帳の交付・相談

問 福祉課 TEL 23-5806

障がいのある方が、各種の援助や制度上の便宜を受けるために役立つ手帳です。

身体障害者手帳

対象 病気や事故などで、手、足、目、耳や心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓などの内部器官に障がいがある方

申請に必要な物 ☒ 専用の診断書 ☒ 印鑑
☒ 顔写真 ☒ マイナンバーカード

療育手帳

対象 知的障がいが発達期(18歳まで)に現れ、日常生活に支障がある方

申請に必要な物 ☒ 印鑑 ☒ 顔写真
☒ マイナンバーカード
☒ 診断書(2歳未満で新規申請の場合のみ)

精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある方

申請に必要な物 ☒ 専用の診断書(または障害年金証書の写し)
☒ 印鑑 ☒ 顔写真
☒ マイナンバーカード

身体障害者・知的障害者相談員

障がい者の身近な問題について、相談や関係機関との連絡調整をします。定期的な相談日も設けていますのでご利用ください(日時や場所は、「広報たじみ」に掲載しています)。

医療・手当

問 福祉課 TEL 23-5806

自立支援(更生・育成)医療(人工透析、冠動脈バイパス手術、人工関節置換術など)

身体上の障がいに対し、日常生活能力などの回復または障がいの軽減、改善のため医療が必要なときは、成人(18歳以上)の場合は更生医療、児童(18歳未満)の場合は育成医療を指定自立支援医療機関で受けられます。

原則、医療費は1割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、負担の上限額が設定されます。

自立支援(精神通院)医療

精神の疾患で継続して通院治療が必要な方に対し、その医療費の自己負担額の一部を助成します。原則、医療費は1割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、負担の上限額が設定されます。

心身障がい者(在宅)の手当

種類	支給月額 (令和6年4月現在)	対象(いずれも所得制限あり)
特別児童扶養手当	1級55,350円 2級36,860円	身体障害者手帳1～3級および4級の一部、療育手帳A1～B1程度の障がいのある20歳未満の在宅の児童を養育している方
特別障害者手当	28,840円	20歳以上で著しく重度の障がいの状態(障害年金の1級程度の障がい重複している場合など)にあり、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障がい者
障害児福祉手当	15,690円	20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方

心身障がい者の医療費の助成

問 保険年金課 TEL 23-5732

制度区分	対象
重度心身障がい者	身体障害者手帳1～3級または岐阜県発行の療育手帳A～B1・精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持している方(保険診療による自己負担分を助成)
特例心身障がい者	身体障害者手帳4級または岐阜県発行の療育手帳B2を所持している方のうち、65歳以上の方で本人の所得が特別児童扶養手当の所得制限限度額を下回る方または65歳未満の方で市町村民税非課税の方(保険診療による自己負担分を助成)
精神障がい者	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方のうち、市町村民税非課税の方(自立支援医療制度が適用される医療に対する自己負担分を助成)

生活を支えるサービス・制度

問 福祉課 TEL 23-5806

障害者総合支援法による福祉サービス

▶ 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

▶ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

▶ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事などの介護、その他の外出する際に必要となる援助を行います。

▶ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

▶ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

▶ 障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

▶ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

〈以下は広告スペースです〉

あなたの「働きたい」を応援します!

いつでも見学・体験できます

スタッフ随時募集中

就労継続支援B型事業所

ライフワーク多治見

TEL: 0572-56-5477

携帯: 080-4544-7890

〒507-0071 多治見市旭ヶ丘8丁目29-45

アジアプラザ内

まずはお気軽にお問い合わせください!

就労継続支援A型事業所

まごころ magokoro

楽しく働く環境空間

笑顔あふれる職場で働いてみませんか?

株式会社 ステップライク

〒507-0017 多治見市長瀬町18-13

TEL(0572)26-9118

精神科に特化した訪問看護です

on 一穂

訪問看護ステーション On

心のケアお手伝いします

〒509-5151 岐阜県土岐市泉大坪町2丁目24

TEL.0572-56-2342

訪問看護ステーション On 検索

https://houmonnkanngo01.wixsite.com/my-site

〈以下は広告スペースです〉

「あなたらしく働く」をサポートします

利用者さん募集!!

なりたい自分になれる場所!

ペイフォワード

対象者 うつ・双極性障害・統合失調症・ADHD・不安障害・発達障害・知的障害・身体障害・難病等の診断がある方

就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援

by 株式会社エムズ

ペイフォワード多治見

TEL 0572-74-3377

tajimi.payitforward@gmail.com

〒507-0041 多治見市太平町四丁目34番地3

▶ 就労継続支援(A型・B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

▶ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

▶ 補装具の費用の支給

身体障がい者(児)、難病(政令に定める疾病に限る)を有する方に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入と修理の費用の一部を支給します。

対象機器 義肢、装具、視覚障がい者用安全つえ、補聴器、車椅子など

地域生活支援事業

▶ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者(児)に対して日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
※ストマ用装具のみ施設入所・入院中の方も可

対象 身体障害者手帳1～4級(3・4級は一部)の方(介護保険対象者を除く)など

給付品目 ストマ用装具、電気式たん吸引器、特殊ベッドなど

▶ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出支援のためのヘルパーを派遣します。

▶ 日中一時支援事業

日中、介護する人がいないために一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方に、日中一時支援事業所で活動の場を提供し、見守りを行います。

▶ 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴が困難な重度身体障がいのある方を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。

ニュー福祉機器購入費の助成

障がい者の生活向上のため福祉機器を購入する場合に、購入費の一部を助成します。
※購入する前に申請が必要です

対象 身体障害者手帳を持っている方で在宅の方
対象機器 パソコンなど

紙おむつ購入の助成

重度身体障がい者(児)が紙おむつを購入した場合、その購入費の一部を助成します。

対象 在宅の65歳未満の重度(身体、知的、精神)障がい者(児)

対象品目 紙おむつ、尿取りパッド

非常用電源購入費の助成

在宅の重度障がい者(児)が、災害時などに必要とする非常用電源装置を購入した場合に、購入費の一部を助成します。

※購入する前に申請が必要です

対象 身体障害者手帳(呼吸器機能障害1～3級)の方または常時電源が必要な機器(人工呼吸器など)を利用している方

対象品目 インバーター発電機、ポータブル蓄電池、カーインバーター

難聴児補聴器購入の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児に補聴器購入等費用の一部を助成します。
※購入する前に申請が必要です

社会参加のためのサービス

問 福祉課 **TEL** 23-5806

タクシー初乗料金の助成

在宅の障がい者(児)の社会活動の範囲を広めるために、タクシー料金(福祉有償運送を含む)の一部を助成します。

対象

身体障害者手帳1～3級、および4級のうち下肢、体幹機能障がい、視覚障がいの方、療育手帳A～B1の方、精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている方
※ただし、上記のうち自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている方は対象外

助成内容

身体障害者手帳1・2級の方は1カ月に3回分(年間36回)、それ以外の方は1カ月に2回分(年間24回)

リフト付福祉タクシー利用料金の助成

車椅子やストレッチャーのまま乗れるリフト付福祉タクシーの利用料金の一部を助成します。

助成内容 1カ月の運行料金が4,300円を超える額について、最大1万円まで(市への登録が必要です)

自動車運転免許取得費の助成

障がい者が就労などのため自動車運転免許を取得した場合に、免許取得費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方(所得の制限あり)

助成額 限度額10万円

大学修学支援事業

在宅の重度障がい者(児)が、大学などにおいて修学するにあたり通学および敷地内におけるヘルパー費用の一部を助成します。

※利用する前に申請が必要です

対象 重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護が必要な方で、ヘルパーが自宅へ訪問し身体介護や家事など生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の支援を受けている方

助成額 限度額80万円

自動車改造費、介助用自動車購入費の助成

身体障がい者本人または同一世帯の者が所有する自動車の操行装置、駆動装置、車椅子などの昇降装置の取り付けなどの改造をした場合または既に改造された車を購入した場合に、その費用の一部を助成します。
※改造、購入される前に申請が必要です

対象 身体障害者手帳を持っている方(所得の制限あり)

助成額 限度額10万円

※介助者が運転する車をリフト付きなどに改造する場合の限度額は24万円(所得・障害等級の制限あり)

手話通訳者・要約筆記者および奉仕員の派遣

手話通訳者・要約筆記者および奉仕員を派遣し、聴覚障がい者などの円滑なコミュニケーションを支援します。

対象 聴覚障がい、音声・言語機能障がいの方

派遣事由

- ・公的機関などの手続きに関すること
- ・学校など教育に関すること
- ・医療、就労に関すること
- ・障がい者福祉の大会行事に関すること
- ・その他社会参加促進上、必要と認められる場合

声の広報発行、点訳・音声訳支援

広報たじみ、議会だよりを音声訳したCDの作成や、市が発行する文書を点訳または音声訳することで、視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。

対象 視覚障がいの方

施設の紹介

障害者福祉センター

問 多治見市障害者福祉センター(総合福祉センター2階) **TEL** 25-1131

障がい者に関する各種相談、機能訓練、教養の向上などの福祉サービスを総合的に提供し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

対象 障害者手帳を持っている方または同等の障がい者を有する方およびその介護者

児童発達支援センター

問 こども家庭課 **TEL** 23-5958

発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、相談を行います。

施設名	所在地	電話番号
児童発達支援センターわかば	脇之島町7-59-13	25-0783

～その他の生活援護・地域福祉～

問 福祉課 **TEL** 23-5817 **問** 高齢福祉課 **TEL** 23-5821

生活の援護

生活保護

資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度です。
※保護の要否は、申請後に実施する資産等調査により判定します

生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業などにより支援します。
※生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいいます

成年後見制度

認知症高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が十分でない方の保護を図り、自己決定権の尊重、残存能力の活用などを法的支援者である成年後見人などが、代行決定する方法などによって支援します。

内容	家庭裁判所の審判に基づいて選任された成年後見人などが、財産管理や契約(介護保険制度の利用など)を代行決定することで、本人を保護・支援します。
相談先	成年後見制度に関する相談や申し立ての支援をします。

▶ 東濃権利擁護センター

所在地	太平町2-39-1 TEL 26-7422
市長申立	4親等内の親族のうち申し立てる者がいない方や虐待を受けているなどの事情により申し立てが困難な場合は、市長が申し立てを行います。

成年後見制度利用支援事業

生活保護受給者や、資産や貯蓄などがなく、助成を受けないと制度の利用が困難な方が成年後見制度を利用しようとする時にかかる費用を助成します。

対象者	要支援者
対象となる経費	①後見等開始申し立てにかかる費用(収入印紙代、切手代など) ②後見人などの報酬(限度額2万円/月)

民生児童委員・主任児童委員

民生児童委員(民生委員・児童委員)は、住民の立場に立って相談に応じ、市役所などの関係機関へのつなぎ役として必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めます。民生委員法により厚生労働大臣に委嘱され、児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する(主に任ずる)民生委員・児童委員として主任児童委員も各校区に2名ずつ配置されていますので、ご相談ください。なお、担当地域の民生児童委員が分からない場合は、高齢福祉課へお問い合わせください。

地域福祉施設

多治見市全体や地域の福祉の拠点施設として、児童、高齢者、障がい者などに各種の福祉サービスを提供しています。また、市民の福祉活動を支援し、活動のさらなる増進を図るための施設です。

・総合福祉センター

所在地	太平町2-39-1 TEL 25-1131(代表)
------------	----------------------------------

・サンホーム滝呂

所在地	滝呂町10-87-4 TEL 24-5560(代表)
------------	-----------------------------------

・ふれあいセンター姫

所在地	大針町80-2 TEL 20-2020(代表)
------------	--------------------------------

・かさはら福祉センター

所在地	笠原町2900-6 TEL 43-4158(代表)
------------	----------------------------------

社会福祉協議会

問 多治見市社会福祉協議会 **TEL** 25-1131

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉問題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指している民間の組織です。

あらまし(概要)

名称	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会(略称「社協たじみ」)
創立	昭和29年7月(法人化 昭和43年3月28日)
所在地	太平町2-39-1(総合福祉センター内) TEL 25-1131、1134、 FAX 25-1132

事業

- ①福祉課題の把握、地域福祉活動の推進
- ②住民、当事者、社会福祉事業関係者などの組織化・支援
- ③ボランティア活動の振興
- ④福祉サービスなどの企画・実施
- ⑤総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- ⑥福祉共育・啓発活動の実施
- ⑦社会福祉の調査および研究
- ⑧保健・医療・社会教育との連絡調整
- ⑨社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- ⑩自立支援事業の実施
- ⑪介護保険事業の実施
- ⑫保育園の運営
- ⑬地域福祉財源の確保および助成の実施
- ⑭市などからの受託事業の運営

地域福祉協議会の設置

住民主体による身近な福祉の窓口、地域福祉活動の拠点として、小学校区を単位として順次設置を目指しています。

福祉委員制度の普及

福祉委員は、誰もが地域で安心して暮らせるように、見守りや声掛けなどによって、近隣の困っている人を早期に発見し、必要なサービスにつなげたり、近隣の方々と助け合う体制を地域ぐるみで築いたりすることを目指し、町内会単位で設置しています。

ひまわりサロン

地域住民が主体となって、仲間づくりや生きがいづくり、介護予防を図ることを目的として活動しています。地域の誰もが楽しく、気軽に集える場所を、歩いて行ける範囲で定期的に開催しています。また、開催を希望される地域の相談にも応じています。

内容	茶話会、健康講座、季節行事、レクリエーション、福祉講座など
-----------	-------------------------------

出前講座

地域の会合や勉強会に出掛け、福祉制度・サービスなどの説明や車椅子・アイマスクなどを使った体験講座を行います。

車いす貸出事業

介護負担の軽減と、ケガをした方や障がいのある方の外出などの便宜を図る目的で、車椅子の一時的な貸し出しを無料で行っています。(理由によって短期～2カ月まで)
※台数に限りあり

生活福祉資金貸付制度

他からの借入が困難な低所得者、障がい者または高齢者に対して、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長、在宅福祉と社会参加の促進を図ります。

広報「ふれあい」の発行

社会福祉協議会が行う事業や各種講座、行事の案内、地域で行われる福祉活動の紹介など、さまざまな福祉に関する情報を掲載し、隔月(偶数月)発行しています。

ボランティアセンター

ボランティアセンターは自発的に他人や社会に貢献するボランティアの活動の拠点であり、ボランティア活動に関する市民の気軽な相談窓口です。総合福祉センター4階にボランティア専用の部屋があり、会合や勉強会、情報提供・収集の場として利用できます。また、地域で自主的に活動が展開できるよう相談、連絡調整、啓発事業、養成講座などを行っています。

共同募金

共同募金運動は、民生児童委員、自治会、事業所、ボランティアなどの協力を得て、毎年10月1日から12月31日まで全国的に展開されます(12月は歳末助け合い運動)。

集められた募金は、地域福祉のための事業や、福祉施設における備品や、環境の整備、福祉団体の活動費の他、災害時のボランティア活動への支援などに使われます。

日常生活自立支援事業

自らの判断だけでは福祉サービスの利用手続きや日常のお金の管理に不安がある方が、福祉サービスを利用して地域で安心した生活が送れるように支援しています。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類など預りサービス

※利用料金必要

成人保健

問 保健センター TEL 23-5960・23-5025

▶ 検診

検診名	対象
胃がん検診	40歳以上で職場などの検診を受ける機会のない方(50～69歳は胃カメラ検診有)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で職場などの検診を受ける機会のない方(隔年受診)
乳がん検診	40歳以上の女性で職場などの検診を受ける機会のない方(隔年受診)
大腸がん検診	40歳以上で職場などの検診を受ける機会のない方
前立腺がん検診	50歳以上の男性で職場などの検診を受ける機会のない方
結核・肺がん検診	40歳以上で職場などの検診を受ける機会のない方
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診未受診の方
節目眼科検診	40、45、50、55、60歳の方
節目歯科健診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方
30代健診	30歳代で職場などの健診を受ける機会のない方

※検査内容、実施場所、受診(予約)方法、自己負担金などの詳細は、広報たじみ、市のホームページでご確認いただくか、保健センターにお問い合わせください

相談

▶ こころの相談 ※要予約

気分が沈む、イライラする、眠れない、育児ノイローゼなどへの精神科医による相談。

▶ 健康相談 ※医師の相談は要予約

血圧測定、体内成分測定など、健康に関する相談。

受付日時 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時

相談員 医師、管理栄養士、保健師

▶ 特定保健指導

特定健診後の保健指導(随時)

▶ 骨密度測定 ※要予約

超音波法で骨密度を測定します。

講座

生活習慣病予防に関する健康、栄養、運動などの講座を実施しています。

健康づくり

問 保健センター TEL 23-5960

生活習慣病を減少させ、健康でいきいきと生活できるよう、健康づくりを推進します。

第3次たじみ健康ハッピープラン

たじみ健康ハッピープランとは、市民が健康でいきいきと幸せに暮らすことができるまちを目指して策定された健康づくり計画です。

乳幼児から高齢者まで一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを推進するとともに、地域、学校、行政、関係団体などが協働し、健康づくりに関する社会環境整備に重点を置いて進めていきます。

ライフステージごとの行動目標

乳幼児から高齢者までを3つのライフステージに分けて、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む行動目標を設定しています。市民が自ら取り組むことで、生活習慣病の発症や進行が予防できます。

ライフステージ	食生活	運動	喫煙対策
次世代期 0～19歳	- 朝に野菜を食べる - うす味になれる	遊びやスポーツでからだを動かす	加熱式タバコ ^{※3} などを含め - 受動喫煙^{※4}を受けない - タバコの害を知る - タバコを吸わない
青壮年期 20～64歳	- 野菜を今より1皿プラス^{※1}する(3食野菜摂取をめざして) - 減塩する	- 今よりプラス10分歩く - 積極的に運動する(週1日の運動)	加熱式タバコ ^{※3} などを含め - 受動喫煙^{※4}を受けない - タバコの害を知る - 禁煙する
高齢期 65歳以上	- 野菜もタンパク質食品^{※2}も食べる - 減塩する	- 今よりプラス10分歩く - 積極的に外出する(こまめにからだを動かす)	加熱式タバコ ^{※3} などを含め - 受動喫煙^{※4}を受けない - タバコの害を知る - 禁煙する

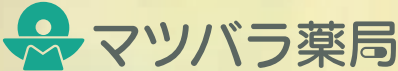
※1 1皿プラス …… 野菜350gの目安が小鉢5皿分相当のため、サラダなどの小鉢や小皿料理を「1皿(野菜70g相当)」と数える

※2 タンパク質食品 …… 肉、魚、卵、大豆製品のこと

※3 加熱式タバコ …… タバコ葉やその加工品を燃焼させず電氣的に加熱しエアロゾル化したニコチンを吸入するタバコ製品

※4 受動喫煙 …… タバコなどから出てくる煙・エアロゾルや吐き出された煙・エアロゾルを吸わされてしまうこと

〈以下は広告スペースです〉



慢性病相談・漢方相談

あなたの体のことを一緒に考えます。



0572-43-6121
FAX 0572-44-2178
多治見市笠原町2835-1

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。

Consideration

「バリアフリー」ってなに? 身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

文化・精神面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

【具体例】

- 窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの? ところと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

健康づくり事業

▶ 栄養教室

ヘルスメイト(食生活改善推進員)として活動するための養成講座です。

▶ 減塩応援店

市内の飲食店で、減塩メニュー、うす味のできるメニューの提供、減塩資料を設置して減塩を推進しています。

▶ 野菜摂取啓発

市内のスーパー、八百屋、コンビニ、ドラッグストアでポスター、リーフレットなどを設置して野菜摂取を推進しています。

▶ ウォーキング・親子さんぽ

多治見のまちを健康づくり推進員が案内します。手軽にできるウォーキングを通じて健康づくりを推進します。

▶ らくらく筋力アップ体操

誰でもできる簡単な体操を地域の公民館などで開催します。

▶ 健康づくり推進員養成講座(2年に1回)

地域における健康づくりの推進・啓発を行う健康づくり推進員を養成します。

▶ 喫煙対策推進事業

多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例を周知し、受動喫煙防止対策を推進します。

▶ 禁煙外来治療費助成事業

喫煙者の禁煙外来治療費の一部を助成します。
※治療開始前に保健センターへの届出必要

保健師地区担当制

各小学校区の担当保健師が、より健康になるための活動を地域の方と一緒に考えていきます。
顔の見える保健活動を行うことで健康づくりを推進します。

多治見市民病院 (指定管理者:社会医療法人厚生会)

住所 前畑町3丁目43番地

電話 TEL 22-5211(代表)

診療日 月～土曜日

受付時間 午前8時15分～11時

診療時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

診療科

内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、リウマチ科、血液内科、糖尿病内分泌内科、脳神経内科、呼吸器内科、肝臓内科、外科、脳神経外科、心臓血管外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、形成外科、胸部外科、腎移植外科、婦人科、小児科、小児外科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科(令和6年7月1日時点)

救急医療

※夜間診療、休日急病診療以外の時間は、救急安心センターぎふへ問い合わせください TEL #7119または TEL 058-216-0119

夜間診療

診療日・時間 月曜日～土曜日(祝日を除く)
午後7時～9時30分 ※受付は午後9時まで

医療機関 医師会会員の開業医、市民病院

※当番医は広報たじみ、市役所ホームページ、救急安心センターぎふ TEL #7119または TEL 058-216-0119で確認してください

※事前に当番医へ連絡してください

休日急病診療

多治見市民病院で実施しています。

診療日・時間 日曜日、祝日 午後1時～5時
(受付は午後4時30分まで)
年末年始(12月31日～1月3日)
午前9時～正午(受付は午前11時まで)
午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)
※上記以外も救急の場合は要問い合わせ

診療場所 市民病院 救急外来診察室

※事前に連絡をしてください TEL 22-5211

休日等歯科診療

多治見市歯科医師会が歯科診療を実施します。

診療日 5月3日～5日
12月30日～1月3日

時間 午前9時～午後3時

※当番医は広報たじみ、市役所または歯科医師会ホームページ、救急安心センターぎふ TEL #7119または TEL 058-216-0119で確認してください

Consideration

「バリアフリー」ってなに? 身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など障害のある人を受け入れないバリアがあります。例えば理解せずにかわいそうな存在だと決めつける、障害のある人に対して高圧的な態度をすることです。

【具体例】

▶ 盲導犬を連れているため、店舗への入店を断られたことがある。

▶ 呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベに対して、周囲の人が「邪魔だ」と言う。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの? ところと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

フラットな入り口

ベビーカーでも簡単に入れる

エレベーター

怪我をしているときにも安心

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

〈以下は広告スペースです〉

ステーション歯科たじみ

急患受け付けております

アクセス 多治見駅南口(駐車場8台)

診療科目 歯科/矯正歯科/小児歯科
歯科口腔外科

トラブル、お悩み
ご相談ください

<https://stdc-tajimi.jp/>

土曜日も 20 時まで診療

0572-25-4618

〒507-0033 多治見市本町2-70-5